

諮問番号：令和元年度諮問第45号

答申番号：令和2年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

次の理由により、原処分（中小企業における経営の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に基づく認定に対する取消処分）は、違法又は不当である。

(1) 請求人の特定特別子会社（中小企業における経営の円滑化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第6条第1項第7号へに規定する特定特別子会社をいう。）である請求外A社（以下「A社」という。）と販売員の関係は次のとおりであるから、A社の業種は卸売業と評価されるべきである。

ア 委託販売業務依頼通知書に従い、販売員がA社に対して商品代金を支払うことで、商品の所有権がA社から販売員に移転していること。

イ 個人消費者宛てに発行する請求書兼領収書には販売員の捺印がなされていることから、その作成者はA社及び販売員であること

ウ 販売員が商品の販売価格を自由に決定していること。

(2) A社が令和元年にキャッシュレス・消費者還元事業の加盟店舗となったことは、A社が中小企業者であることを前提としたものであり、原処分とは矛盾している。

#### 2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、A社と販売員は委託関係にあり、A社は小売業と判断されることから、資本金の額及び従業員数において中小企業者の要件に該当しなかったことは明らかであり、原処分は手続においても内容においても何ら違法又は不当な点はない。

(1) A社から販売員に対して交付している委託販売業務依頼通知書は、その実質的な内容も商品の販売を委託業務として定めていること、個人消費者に対して発行している請求書兼領収書の名義はA社となっていることなどから、販売員はA社からの委託により商品販売及び代金回収を行っているに過ぎず、法律上の売買関係は、A社と個人消費者との間に発生していると認められる。

(2) 販売員は、請求書兼領収書の販売員欄に捺印しているに過ぎず、請求人が主張する販売員の行為は、A社からの受託者として行ったものであり、A社

と販売員の委託関係を否定することとはならない。

- (3) キャッシュレス・消費者還元事業は、A者の法第12条第1項に基づく認定（以下「本件認定」という。）と目的及び認定の時期が異なっており、本件認定について判断する根拠とはならない。なお、キャッシュレス・消費者還元事業に係る事務局の公式ホームページ掲載の「登録加盟店一覧」において、A社は「小売業（食料品）」のカテゴリーで掲載されており、業種について原処分における処分庁の見解と一致している。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分（法第12条第1項に基づく認定に対する取消処分）は、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 A社の履歴事項全部証明書その他の関連資料によれば、A社の本件認定時点における資本金は6,000万円であり、かつ、常時使用する従業員数が123人であった。そして、各事業年度の各月の売上の7割以上が販売員を通じた売上であり、従業員のうち販売員所管部門が6割以上を占めていたことが認められる。さらに、「委託販売業務依頼通知書」により販売員に対して商品の販売を委託するに当たっての条件が通知されており、商品購入者に対する請求書兼領収書もその発行者はA社であることが認められる。したがって、A社の業種は小売業であると認められ、法の中小企業者に該当しないことから、請求人が本件認定申請時に法に基づく認定要件（特定特別子会社が大会社に該当しないこと）を満たしていなかったとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。
- 3 なお、請求人の第2の1(1)の主張はいずれも請求人独自の見解を述べるものに過ぎず、両者の委託関係を否定するものとは認められない。また、同(2)の主張について、本件認定と当該事業とではその目的及び認定の時期が異なっており、原処分の判断に影響を及ぼすものではない。なお、同事業において、A社は「小売業」として登録されているのであるから、この点においても請求人の主張には理由がない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和2年3月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月30日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

法において「中小企業者」とは、資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの（法第2条第2号）や、資本金

の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの等とされている（同条第4号）。

そして、会社である中小企業者は、当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であった者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとされている（法第12条第1項及び第16条並びに中小企業における経営の円滑化に関する法律施行令第2条）。

前記の経済産業省令で定める事由としては、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い、その後継者が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること（省令第6条第1項第8号）が定められ、当該規定が適用される要件の一つとして、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社（会社であって、中小企業者以外のものをいう。以下同じ。）又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことが定められている（同号へ）。

なお、特定特別子会社とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者（当該同族関係者が当該代表者の親族である場合にあっては、当該代表者と生計を一にする親族に限る。）が他の会社の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有する場合における当該他の会社をいうとされている（省令第1条第13項（令和元年経済産業省令第20号による改正前は同条第10項）及び第6条第1項第7号へ）。

そこで本件についてみると、請求人は、第2の1(1)のとおり、A社の業種は卸売業である旨主張する。

しかしながら、本件の記録によると、A社は、その従業員の6割以上を占める宅配営業関係部門の下で、販売員の業務内容を詳細に定めていることが認められる。すなわち、「委託販売業務依頼通知書」において、販売員が消費者から代金を回収してA社に納入する旨が明記されている。さらに、商品の販売価格も「別途定める」こととされ、A社が発行する「商品代精算書」をみると、販売員がA社に支払う商品代は、メーカー希望小売価格で設定されている。そして、販売員の利益は、販売量に応じて設定された「委託手数料」を当該商品代から控除することにより確保されていることが認められる。これらの事実からA社の全体の売上の7割以上が販売員を通じた売上げであることを総合して判断すると、A社の業種は小売業であると認められる。請求書兼領収書に販売員が押印している事実があったとしても、領収書への取扱者の押印は一般に広く認められることから、A社が小売業であるとの判断に影響を及ぼすものではない。

また、請求人は、A社が令和元年に中小・小規模事業者によるキャッシュレ

ス・消費者還元事業の加盟店舗となったことは、A社が卸売業を営む中小企業者であることを前提としているのであるから、原処分と矛盾する旨主張する。

しかしながら、本件認定時に6,000万円であったA社の資本金の額は、平成28年1月15日に5,000万円に変更されていることが認められる。加えて、同事業の公式ホームページにおける「登録加盟店一覧」においても、A社は「小売業（食料品）」の категорияで掲載されているのであるから、請求人が主張する事実が原処分に影響を及ぼすものとは認められない。

したがって、A社の業種は小売業であると判断することが相当であり、そうすると、A社の本件認定時における資本金は6,000万円だったのであるから、A社は法第2条第4号の要件を満たさず、中小企業者に該当しないとした処分庁の判断に特段の不合理はなく、原処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子